

改正案	現行
<p>(業務の代理又は事務の代行)</p> <p>第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理(媒介を含む。以下この条及び第四百四十一条において同じ。)、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの</p> <p>三 五 (略)</p> <p>六 金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条(特定投資家への告知義務)に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)の投資顧問契約(同法第二条第八項第十一号(定義)に規定する投資顧問契約をいう。第四百四十一条第六号において同じ。)若しくは投資一任契約(同項第十二号に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。)の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行</p> <p>七 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理</p>	<p>(業務の代理又は事務の代行)</p> <p>第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理(媒介を含む。)、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの</p> <p>三 五 (略)</p> <p>六 金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)の投資助言業務(同法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。以下同じ。)及び投資一任契約(同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。)に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行</p> <p>(新設)</p>

又は当該業務に係る事務の代行（法第九十九条第一項に規定する業務に該当するものを除く。）

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号（金融機関が営むことができない業務）及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号（金融機関が営むことができない業務）に掲げる信託に係る信託契約を除く。第四百四十一条第七号イにおいて同じ。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（兼営の認可）に掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。第四百四十一条第七号ロにおいて同じ。）を受託する契約の締結

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第五十二条の二十三（略）

2・3（略）

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第五十二条の二十三（略）

2・3（略）

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。）の本店その

代理店（銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第六十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二十五 (略)

二十六 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項（定義）に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約に係る業務

他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する労働金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第六十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二十五 (略)

二十六 投資助言業務又は投資一任契約に係る業務

二十六の二～四十七 (略)

四十一 信託業法第二条第八項(定義)に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号(金融機関が営むことができない業務)及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号(金融機関が営むことができない業務))に掲げるものを除く。

四十二～四十七 (略)

3～10 (略)

(外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行)
第四百十一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、外国保険会社等が行うことが日本における保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの
- 三～五 (略)

- 六 金融商品取引業者等の投資顧問契約若しくは投資一任契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行
- 七 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理又は当該業務に係る事務の代行(法第九十九条において準用す

二十六の二～四十七 (略)

四十一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

四十二～四十七 (略)

3～10 (略)

(外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行)
第四百十一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理(媒介を含む。)、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、外国保険会社等が行うことが日本における保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの
- 三～五 (略)

- 六 金融商品取引業者等の投資助言業務及び投資一任契約に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行(新設)

る法第九十九条第一項に規定する業務に該当するものを除く。）

イ 信託契約の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号
（兼営の認可）に掲げる業務を受託する契約の締結